

税務・会計便り

～源泉所得税関係について改正が行われました～

平成32年（2020年）分以後の所得税について適用されます。

給与所得控除の見直しについて



- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

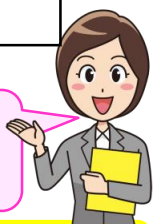
給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	その収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	その収入金額×20%＋54万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

基礎控除の見直しについて

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が、2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

詳細はお問い合わせください！



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100